



平成20年5月16日

各 位

会社名 株式会社 資 生 堂
代表者名 代表取締役社長 前田 新造
(コード番号 4911 東証第1部)
問合せ先 財務部 IR室長 斉藤 幸博
(TEL. 03-3572-5111)

平成20年度のストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役に対するストックオプションのための報酬等の決定について、下記のとおり、平成20年6月25日開催予定の第108回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

当社の役員報酬制度は、社外取締役を委員長とし社外メンバーも加えた役員報酬諮問委員会で設計されており、客観的な視点を取り入れた透明性の高い報酬制度となっています。

本制度における役員報酬は、固定報酬である基本報酬と、業績目標の達成度や株価によって変動する業績連動報酬によって構成され、これらの割合は4:6となっています。業績連動報酬は、毎年の業績に応じて支給される賞与、平成20年度から始まる新3ヵ年計画の目標を基準とした「中期インセンティブ型報酬」、株主との利益意識の共有を主眼とした「長期インセンティブ型報酬（ストックオプション）」からなり、当社役員に単年度だけでなく中長期的な視野をもって、業績や株価を意識した経営を動機づける設計としています。

第108回定時株主総会では、取締役賞与支給議案（第5号議案）、中期インセンティブ型報酬議案（第6号議案）のほか、上記の長期インセンティブ型報酬（ストックオプション）に関する議案（第7号議案）を提案します。

会社法（平成17年法律第86号）施行後においては、取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権が取締役の報酬等の一部であると位置づけられたことに伴い、本議案はストックオプションのための取締役の報酬等について提案するものです。

なお、取締役選任議案（第3号議案）が原案どおり承認可決された場合の取締役8名のうち、固定報酬のみを支給する社外取締役2名に対しては、本議案に基づくストックオプションを付与いたしません。

（注）会社法第361条においては、取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益を「報酬等」と呼んでおり、本議案における「報酬等」もこれと同義です。

長期インセンティブとしてのストックオプション

提案の理由

当社の取締役が株主と利益意識を共有することを主眼に、長期的な株主価値の増大と報酬を連動させるとともに、優秀な人材を確保し資生堂グループ全体の企業価値向上に資するため、平成 20 年度においても当社の社外取締役を除く取締役 6 名（第 3 号議案の承認可決を条件とします。）に対してストックオプションを付与する予定です。

そのため平成 20 年度において、当社の取締役に対してストックオプションとして割り当てる以下の内容の新株予約権に係る報酬等の枠（割り当てる新株予約権 1 個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数（70 個以内とします。）を乗じた額に相当する額）を、年額金 1 億 4 千万円を上限として設ける旨を提案するものです。

なお、当該新株予約権の付与に際しては、当該新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする予定です。

(1) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権 1 個の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、当社普通株式 1,000 株とする。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式の併合を行う場合等、上記の対象株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で対象株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される金銭の額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その 1 株あたりの価額は 1 円として、これに対象株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権の権利行使期間

平成 23 年 8 月 1 日から平成 30 年 7 月 30 日までとする。

(4) 新株予約権の権利行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

②その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。

(5) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要する。

(6) その他の新株予約権の内容

上記(1)ないし(5)の詳細および(1)ないし(5)に記載のない事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議により定める。

〔ご参考〕取締役を兼務しない執行役員に対するストックオプション

当社の役員報酬制度は、取締役および取締役を兼務しない執行役員を対象としており、当執行役員に対しても取締役と同様に「長期インセンティブとしてのストックオプション」を付与します。

当執行役員に対するストックオプションについては、上記の取締役に対するストックオプションとは別に、取締役会にて決議する予定です。

役員報酬制度に基づき、取締役を兼務しない執行役員に対して付与を予定しているストックオプションに関する新株予約権の発行規模は以下のとおりです。

長期インセンティブとしてのストックオプション

取締役を兼務しない執行役員 13 名に対して、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に係る報酬等の枠（割り当てる新株予約権 1 個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数（70 個以内とします。）を乗じた額に相当する額）を、年額金 1 億 4 千万円を上限とする。

以 上